

県立長野図書館電子書籍利用業務 企画提案仕様書（案）

この仕様書は、県立長野図書館（以下「発注者」という。）が実施する県立長野図書館電子書籍利用業務（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

県立長野図書館電子書籍利用業務

2 業務目的

県立長野図書館（以下「当館」という。）は従前から、提供する情報を「紙媒体の資料」に加えて「デジタル情報」の充実へのシフトを志向してきた。

一方、一昨年のコロナ感染症の流行下において、当館は一時休館を余儀なくされた。来館者へのサービスを前提としている以上、このような休館時においてはサービスを提供する手段が著しく限定されることになった。これは全国の図書館に共通した問題となり、専門的な情報を必要とする人にとって深刻な事態を引き起こした。

現在進行しているコロナ感染症拡大第6波においても同様の状況が生じており、今後も起こり得るこのような事態に対応するため、また県内全域へのサービスを提供することを目的とする当館にとって、利用者（県民）が、時間や居住地に左右されずに学術情報にアクセスできる環境を整備することが必要とされている。そのため、当館では、インターネットを介して閲覧できる電子書籍の導入を検討している。

これによって学びの選択肢を増やし、さまざまな障壁をなくし、「公正な社会づくり」に寄与する。

3 実施期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

4 提供開始時期

令和4年8月中を目安として別途定める日

5 スケジュール（案）

以下のとおりとする。なお、詳細な時期は発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

時 期	内 容
2022年6月下旬まで	電子図書館システム引渡し
2022年7月上旬～下旬	サービス開始時に必要なコンテンツの納品
2022年8月	住民へのサービス提供開始
2023年3月31日	業務完了

6 業務要件

(1) 電子図書館システム利用環境の提供

- ・利用方式は、当館の図書館システム（NEC ソリューションイノベータ株式会社の Lics-Web II）の認証を経た後、リファラ認証により、提案者の電子書籍の閲覧環境に接続する方式とすること。
- ・図書館利用者はインターネット経由で、電子図書館システム用サイトにアクセスすることにより、電子図書を、検索・貸出・返却・予約・閲覧できること。
- ・パソコン（Windows、Mac）、スマートフォン、タブレット（iPadOS、Android）で電子書籍が閲覧できること。その際ビューワー等のアプリケーションを必要とすることなく電子書籍が利用できること。（アプリケーションのインストールにより機能が向上することは差し支えない。）
- ・HTML 5 準拠のブラウザに対応したシステムであり、端末標準搭載のブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できること。
- ・電子書籍のコンテンツについては、提案者のサーバ等で管理運営することとし、当館がサーバ等の機器類やシステムを持つ必要がないものであること。
- ・サービス提供時間は 24 時間 365 日であること（ただし、メンテナンス等やむを得ない停止を除く）。
- ・図書館職員等が利用可能なサポート窓口を開設し、問い合わせや障害に対応すること。サポートは日本語で対応すること。
- ・電子図書館システムで認証されたユーザー ID 以外からの不正アクセスを禁止する対策を講じること。
- ・SSL/TLS 通信による通信の暗号化を行うこと。

(2) 商用電子書籍コンテンツの提供

- ・県立長野図書館の利用登録者（有効な図書館カード所持者）は、受注者が提供する商用電子書籍を利用できるものとする。
- ・受注者は契約締結後、速やかに、電子書籍を選書できるシステムを構築すること。

(3) 電子図書館の運用に係るサポート

- ・日本語の操作マニュアル作成、職員研修等の運用支援を行うこと。

7 機密保持

- (1) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務において収集及び取り扱う個人情報「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

8 その他

- (1) 提案業務の実施にあたっては、業務の内容及び範囲について、発注者と綿密な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- (3) 提案内容は、提案者が実施可能なものを前提とするが、提案内容の全てを採用して契約締結するとは限らないものとする。